

2022 年 8 月 31 日

日医標準レセプトソフトご利用医療機関 御中

株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当

電話：0120-957-706

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その 7 2）」までのまとめ

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

2022 年 7 月 28 日に弊社より「「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 7 2）」について」を F A X しております。

その中で「113033650：二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）」の算定において「医学的に「初診」といわれる診療行為がある際に算定可能」と記載しました。

「医学的に初診」の具体的な考え方について 2022 年 8 月 25 日付「広島県医師会速報（第 2525 号）」に、以下の記載がありました。

例えば、慢性疾患等で定期的に受診している患者で再診料を算定する患者に対しても、新たに新型コロナウイルス感染症の感染疑いで受診した際は、その傷病（新型コロナウイルス感染症の感染疑い）に対する診療行為は「医学的に初診」となるため、二類感染症患者入院診療加算（250 点）は算定できます。

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その 7 2）」や広島県医師会速報よりご判断の上、算定していただければと思います。

なお、広島県医師会速報にて「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その 7 2）」までをまとめた資料がありますので、下記の URL よりご確認ください。

https://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/docs/0825/2525_034.pdf

以上

※本資料は弊社ホームページ（<https://eorca.sakura.ne.jp/>）にも掲載しております。